

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県生繭売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 土地改良事業計画の認可申請  
土地改良区設立の認可申請  
建設業者の変更登録  
人工授精講習会の実施  
建設業者の登録まつ消  
土地改良区より理事の氏名、住所の届出  
土地改良事業計画の認可申請  
右同  
昭和二十八年年度鳥取県立農業講習所講習生募集について
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催

## 規則

鳥取県生繭売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第十五号

鳥取県生繭売買又は仲立許可手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県生繭売買又は仲立許可手数料徴収規則（昭和二十四年十月鳥取県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條中「三百円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、別表の土地改良区から新たな土

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月十八日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

土地改良区の名称	縦覧の場所
八上村千間土地改良区	八頭郡八上村役場
五箇井手 "	日野郡八郷村 "
日野村本郷 "	" 日野村 "
米金井手 "	" 日光村 "
溝口町小原 "	" 溝口町 "

鳥取県告示第五十五号

東伯郡竹田村大字福山佐崎勝義外十四名の者から申請のあつた竹田村福山土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、昭和二十八年二月十一日認可した。

昭和二十八年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定に

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年二月二日変更登録した。

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (ろ) 第二二八号 昭和二十七年 有限会社 田中組 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県告示第五十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六條の規定による牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十八年二月十七日

一家畜の種類 鳥取県知事 西 尾 愛 治

二 日程

日 時	科 目	開 催 地
午前	前	後

二月二三日 関係法規 生殖器解剖 鳥取市吉方  
 自午前八時 至午後六時 鳥取家畜保健衛生所

昭和二十七年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

二月二四日 家畜改良と登録胎生遺傳概論 種付の理論 "

二月二五日 繁殖生理 生殖器解剖実習 "

二月二六日 繁殖生理 器具機械 発情鑑定実習 "

二月二七日 精虫生理 精液精虫検査法 "

二月二八日 人工授精 人工授精実習 "

三月二日 " " "

三月三日 " " "

三月 四日 " "  
三月 五日 修業試験 修業試験 " "

鳥取県告示第五十八号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四條第三項の規

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる營業所の所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日  
鳥取県知事登録 (い) 第二〇〇号 昭和二十五年 二高電業社 東伯郡倉吉町大字宮川町一五六 高田 長平 昭和二十七年十二月二十五日  
" " 第二〇二号 昭和二十六年 嶋本組 日野郡神奈川村大字武庫四一八 嶋本 信雄 昭和二十八年一月十九日

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年二月十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。  
昭和二十八年二月十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

加勢蛇川沿岸土地改良区

中谷 正直 東伯郡浦安町大字逢東  
吉田 定由 大字浦安  
倉光 康利 大字下伊勢  
石前 利平 " "  
中本 重雄 " " 大字上伊勢

柏村 源藏 大字中尾  
盛山 幸人 大字槻下  
中原 徳市 大字金屋  
野口 武保 " "  
宮川 実市 八橋町大字八橋  
秋山 豊治 大字丸尾  
福田 隆 下郷村大字鉢  
西本 丈夫 大字美好  
斉尾 晃 大字下大江  
渡辺 肇 上郷村大字公文  
横山 慶昭 古布庄村大字法方  
社村輪玉堰土地改良区  
山下 久好 東伯郡社村大字黒見  
矢田 善三 " "  
矢田 壽治 " "  
河本 久太郎 大字福光  
福永 百藏 " "  
牧田 春行 " "

小谷 潤太郎 大字国府  
田中 又藏 " "  
山中 年且 " "  
高岡 朝春 大字国分寺  
小谷 庸理 " "  
秋藤 申之 大字秋喜  
秋本 昂 " "  
遠藤 嘉一 " 倉吉町岡田

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五條第三項において準用する同法第七條第一項の規定により、別表のとおり、数人が共同して行う土地改良事業の施行について認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び規約につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適當と決定した。よつて同法第九十五條第三項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第七十五條において

準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。  
昭和二十八年二月十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 規約の写
- 二 縦覧の期間

別表

住 申 所	氏 名
岩美郡小田村大字院内	橋本 茂雄外二十六名
西伯郡名和村大字門前	角田 義次外二十九名

共同施行の名称 縦覧の場所

小田村院内土地改良事業共同施行 岩美郡小田村役場  
名和村大字門前 西伯郡名和村

三 縦覧の場所  
別表のとおり  
四 異議の申立  
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定

した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のとおり公告する。  
昭和二十八年二月十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写
- 二 縦覧の期間  
昭和二十八年二月十八日から同年三月九日まで
- 三 縦覧の場所

別表

住 申 所	氏 名
東伯郡八橋町大字八橋	高塚 金藏 外十四名
西伯郡手間村大字天万	湖 和一 外十五名
〃 尙徳村大字別所	実繁 実徳 〃
日野郡江尾町大字江尾	中川 武正 外十四名
〃 大宮村大字印賀	段塚 或郎 〃
〃 神奈川村大字俣野	加藤 稚雄 〃
岩美郡本庄村大字河崎	谷垣 重雄 外二十二名
鳥取市浜坂	若林 吉藏 外十四名

土地改良区 of 名称 縦覧の場所

洗川堤塘土地改良区 東伯郡八橋町役場  
天万 〃 西伯郡手間村  
尙徳村別所 〃 尙徳村  
江尾町江尾 〃 日野郡江尾町  
大宮村印賀 〃 大宮村  
神奈川村俣野 〃 神奈川村  
本庄村河崎 〃 岩美郡本庄村  
浜坂 〃 鳥取市役所

四 異議の申立  
別表のとおり  
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十二号

昭和二十八年年度鳥取県立農業講習所講習生を左記要領により募集する。

昭和二十八年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 講習の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員その他農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の養成を目的とする。

二 講習区分及び修業年限

1 本科 二箇年

2 実科 修業年限は、果樹実科一箇年、蔬菜実科二箇年

三 講習場所

果樹実科 岩美郡津ノ井村農業試験場果樹分場

蔬菜実科 米子市旗ヶ崎農業試験場西伯分場

四 入所資格

身体強健志操堅実な者で左の資格を具備する者

1 本科

イ 新制高等学校又はこれに準ずる（農林大臣の指定制）教育機関の卒業者

ロ 旧制中等学校（乙種農学校を含む。）卒業後一年以上農業に関する試験、研究、教育、普及事業又は実務に従事した者

2 実科

新制中学校卒業生又はこれに準ずる者

五 募集人員

1 本科 十五人以内

2 実科 果樹実科 三十人以内

蔬菜実科 二十人以内

六 入所試験期日及び場所

1 期日 昭和二十八年三月二十五日午前八時三十分

2 場所 鳥取市吉成鳥取県農業講習所但し蔬菜実科は米子市旗ヶ崎農業試験場西伯分場において行う

七 入所試験の方法

左記科目について筆記試験を行う外人物検査を行う

1 本科

イ 数 学 一般数学、解析一、解析二、幾何の四科目中から一科目を選択受験させる

ロ 理 科 物理、化学、生物、地学の四科目中から高等学校普通科卒業の者は二科目、その他の者は一科目について選択受験させる

ハ 一般農業 高等学校普通科卒業以外の者に受験させる

ニ 社会常識

2 実科

イ 数学

ロ 作文

八 出願手続

入所希望者は次の書類各一通を農業講習所長宛三月二十日までに提出すること

1 入所願書（当所々定の用紙）

2 学校成績証明書（在校期間中各学年毎の成績とし、学校長封印のもの）

3 戸籍抄本

4 旧制中学校卒業者は、右の外受験資格を証明する資料（試験、研究、教育、普及事業等に従事した関係勤務先の勤務証明書）

九 参考事項

1 宿泊設備完備（本所）

2 授業料は徴収しない

3 本科生に対しては予算の範囲内で手当を支給する

4 本科卒業後は農業改良普及員資格試験並びに五級職国家公務員及び五級職地方公務員資格試験の受験資格が得られる。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

記

一 日時 昭和二十八年二月十九日 午前十一時  
 一 場所 教育委員会議室  
 一 議題 昭和二十八年教育予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 所 取 者 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 所

本年度こそは！

# 良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。  
 孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。  
 尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ様御願ひ致します。  
 遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

## 予算書、決算書等の印制は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

### 騰寫印刷と材料の デパート 鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）  
 電 9 8 0（甲）  
 出張所——鳥取驛前（うゑき旅館前）  
 電 8 0 1（呼）